



長野県報

1月26日(木)
平成24年
(2012年)
第2338号

目 次

告 示

長野県議会定例会の招集（財政課）	1
事務処理規則に基づく平成23年度において地方事務所長に交付の権限を委任する補助金等の指定（行政改革課）	1
障害者自立支援法に基づく指定自立支援医療機関の指定（健康長寿課）	2
障害者自立支援法に基づく指定自立支援医療機関の名称及び所在地の変更の届出（健康長寿課）	2
障害者自立支援法に基づく指定自立支援医療機関の指定の辞退（健康長寿課）	2
介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定（健康長寿課介護支援室）	3
介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の事業所の廃止の届出（健康長寿課介護支援室）	3
介護保険法に基づく指定介護療養型医療施設の指定辞退の届出（健康長寿課介護支援室）	4
保安林予定森林にする旨の通知（2件）（森林づくり推進課）	4
保安林の指定施設要件を変更する予定である旨の通知（3件）（森林づくり推進課）	5
急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づく急傾斜地崩壊危険区域の指定（砂防課）	6
土砂災害の発生原因が土石流である土砂災害特別警戒区域の指定の解除（2件）（砂防課）	6
都市計画の変更及び都市計画の図書の縦覧（6件）（都市計画課）	6
道路の区域変更及び関係図面の縦覧（2件）（道路管理課）	7
道路の供用開始及び関係図面の縦覧（道路管理課）	8

公 告

一般競争入札（消防課）	8
特定非営利活動法人の設立の認証申請（県民協働・NPO課）	9
都市計画の図書の写しの送付及び縦覧（生活排水課）	9
農業振興地域の区域変更及び図面の縦覧（農業政策課）	9
特定調達契約に係る落札者の決定（生活排水課）	9
一般競争入札（2件）（河川課）	10
特定調達契約に係る落札者の決定（生活排水課）	11
一般競争入札（7件）（企業局）	12
一般競争入札（高校教育課）	17



長野県告示第66号

事務処理規則（昭和39年長野県規則第5号）別表第2の6の(2)の規定により、平成23年度において地方事務所長に交付の権限を委任する補助金等を次のとおり指定します。

平成24年1月26日

長野県知事 阿部 守一

落ち葉堆肥等処理対策事業補助金交付要綱（平成24年1月6日付け23農技第495号農政部長通知）の規定に基づく補助金

行政改革課

長野県告示第65号

平成24年2月17日、長野県議会定例会を長野市に招集します。

平成24年1月26日

長野県知事 阿部 守一

財政課

長野県告示第67号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第54条第2項の指定自立支援医療機関の指定を次のとおり行いました。

平成24年1月26日

長野県知事 阿部 守一

精神通院医療

医療機関の名称	所 在 地	指定した年月日
医療法人桂山会 赤川胃腸科外科	長野市南長池190-2	平成24年1月1日
医療法人八ヶ岳メンタルヘルスサポート	茅野市ちの3502-1 ベルビア1F	平成24年1月1日
寺島薬局長野飯綱店	上水内郡飯綱町大字平出2838-1	平成24年1月1日
スクエア薬局駒ヶ根店	駒ヶ根市赤穂1362-4	平成24年1月1日
上松中島ファミリー薬局	長野市上松2-147-1	平成24年1月1日
徳間中島ファミリー薬局	長野市大字徳間3105	平成24年1月1日
篠ノ井ナカジマファミリー薬局	長野市金井田10	平成24年1月1日
八幡中島ファミリー薬局	須坂市墨坂2-7-12	平成24年1月1日
幸高中島ファミリー薬局	須坂市大字幸高274-2	平成24年1月1日
芝宮前中島ファミリー薬局	須坂市横町288-1	平成24年1月1日
株式会社アルプラス薬局	上伊那郡南箕輪村久保1284-9	平成24年1月1日
諏訪赤十字訪問看護ステーション	諏訪市湖岸通り5-11-50	平成24年1月1日

健康長寿課

長野県告示第68号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第64条の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関から当該指定に係る医療機関の名称及び所在地の変更があった旨の届出がありました。

平成24年1月26日

長野県知事 阿部 守一

精神通院医療

変更前の医療機関の 名称及び所在地	変更後の医療機関の 名称及び所在地	変更した年月日
波田サン・マウント薬局 松本市波田4417-28	波田サン・マウント薬局 松本市波田4417-188	平成23年12月29日
特定・特別医療法人慈泉会 相澤訪問看護ステーションひまわり塩尻事業所 塩尻市大門桔梗ヶ原77-17	特定・特別医療法人慈泉会 相澤訪問看護ステーションひまわり塩尻事業所 塩尻市大門桔梗ヶ原79-2	平成23年1月22日

健康長寿課

長野県告示第69号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第65条の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関の指定の辞退がありました。

平成24年1月26日

長野県知事 阿部 守一

医療機関の名称	所 在 地	辞退予告期間終了年月日
大町市国民健康保険八坂診療所	大町市八坂987-1	平成23年12月1日
大町市国民健康保険美麻診療所	大町市美麻二重11810-1イ	平成23年12月1日
医療法人三沢医院	松本市県2-4-7	平成23年12月22日
八ヶ岳メンタルヘルスサポート	茅野市ちの3502-1 ベルビア1F	平成23年12月31日
上松中島ファミリー薬局	長野市上松2-147-1	平成23年12月31日
徳間中島ファミリー薬局	長野市大字徳間3105	平成23年12月31日
篠ノ井ナカジマファミリー薬局	長野市金井田10	平成23年12月31日
八幡中島ファミリー薬局	須坂市墨坂2-7-12	平成23年12月31日

幸高中島ファミリー薬局
芝宮前中島ファミリー薬局
株式会社アルプス薬局

須坂市大字幸高274-2
須坂市横町288-1
上伊那郡南箕輪村久保1284-9

平成23年12月31日
平成23年12月31日
平成23年12月31日

健康長寿課

長野県告示第70号

介護保険法（平成9年法律第123号）第70条第1項の規定による指定居宅サービス事業者の指定、同法第115条の2第1項の規定による指定介護予防サービス事業者の指定を次のとおり行いました。

平成24年1月26日

長野県知事 阿部 守一

1 指定居宅サービス事業者

(1) 通所介護

事業者の名称 株式会社グランドライフ	事業所の名称 宅老所安曇野のまる庵	事業所の所在地 北安曇郡松川村5066番地164	指定した年月日 平成24年1月16日
-----------------------	----------------------	-----------------------------	-----------------------

(2) 短期入所生活介護

事業者の名称 長野医療生活協同組合	事業所の名称 ショートステイつるが	事業所の所在地 長野市東鶴賀町1906番地	指定した年月日 平成24年1月16日
----------------------	----------------------	--------------------------	-----------------------

2 指定介護予防サービス事業者

(1) 介護予防通所介護

事業者の名称 株式会社グランドライフ	事業所の名称 宅老所安曇野のまる庵	事業所の所在地 北安曇郡松川村5066番地164	指定した年月日 平成24年1月16日
-----------------------	----------------------	-----------------------------	-----------------------

(2) 介護予防短期入所生活介護

事業者の名称 長野医療生活協同組合	事業所の名称 ショートステイつるが	事業所の所在地 長野市東鶴賀町1906番地	指定した年月日 平成24年1月16日
----------------------	----------------------	--------------------------	-----------------------

健康長寿課介護支援室

長野県告示第71号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項、第115条の5第2項の規定により、指定居宅サービス事業者、指定介護予防サービス事業者からその事業所を廃止する旨、次のとおり届出がありました。

平成24年1月26日

長野県知事 阿部 守一

1 指定居宅サービス事業者

(1) 訪問介護

事業者の名称 介護24合同会社	事業所の名称 介護24まつもと	事業所の所在地 上伊那郡辰野町小野1811-3	廃止年月日 平成23年12月23日
--------------------	--------------------	----------------------------	----------------------

(2) 訪問入浴介護

事業者の名称 社会福祉法人南箕輪村社会福祉協議会	事業所の名称 南箕輪村社協指定訪問入浴介護事業所	事業所の所在地 上伊那郡南箕輪村2380番地1212	廃止年月日 平成23年12月31日
-----------------------------	-----------------------------	-------------------------------	----------------------

(3) 通所介護

事業者の名称 社会福祉法人博悠会	事業所の名称 フランセーズ悠久せデイサービスセンター	事業所の所在地 上高井郡小布施町大字小布施10-20	廃止年月日 平成23年12月31日
---------------------	-------------------------------	-------------------------------	----------------------

(4) 福祉用具貸与

事業者の名称 株式会社サンビーム長野	事業所の名称 株式会社サンビーム長野介護事業部	事業所の所在地 長野市稻葉日詰沖1826-5	廃止年月日 平成23年12月31日
-----------------------	----------------------------	---------------------------	----------------------

(5) 特定福祉用具販売

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
株式会社サンビーム長野	株式会社サンビーム長野介護事業部	長野市稻葉日詰沖1826-5	平成23年12月31日
2 指定介護予防サービス事業者			
(1) 介護予防訪問介護			
事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
篠ノ井観光タクシー株式会社	介護サービス・しののい	長野市合戦場三丁目97番地	平成23年12月20日
介護24合同会社	介護24まつもと	上伊那郡辰野町小野1811-3	平成23年12月23日
(2) 介護予防訪問入浴介護			
事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
社会福祉法人南箕輪村社会福祉協議会	南箕輪村社協指定訪問入浴介護事業所	上伊那郡南箕輪村2380番地1212	平成23年12月31日
(3) 介護予防通所介護			
事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
社会福祉法人博悠会	フランセーズ悠おぶせデイサービスセンター	上高井郡小布施町大字小布施10-20	平成23年12月31日
(4) 介護予防福祉用具貸与			
事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
株式会社サンビーム長野	株式会社サンビーム長野介護事業部	長野市稻葉日詰沖1826-5	平成23年12月31日
(5) 特定介護予防福祉用具販売			
事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
株式会社サンビーム長野	株式会社サンビーム長野介護事業部	長野市稻葉日詰沖1826-5	平成23年12月31日

健康長寿課介護支援室

長野県告示第72号

介護保険法（平成9年法律第123号）第113条の規定により、指定介護療養型医療施設の開設者から指定を辞退する旨、次のとおり届出がありました。

平成24年1月26日

長野県知事 阿部 守一

指定介護療養型医療施設

開設者の名称	施設の名称	施設の所在地	辞退した年月日
医療法人安藤外科整形外科	医療法人安藤外科整形外科	長野市高田363番地	平成23年10月31日

健康長寿課介護支援室

長野県告示第73号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成24年1月26日

長野県知事 阿部 守一

1 保安林予定森林の所在場所

下伊那郡高森町山吹311の1、323、517の2、1266、1269の1、1270の3、1270の18、1270の20、1271の1、1272の1、1274、1276、1278の1、1278の3、1278の4、1279の1、1279の3、1279の5、1280、1281、1282の1、1282の3から1282の5まで、1284の2から1284の8まで、1285の1、1291の1

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び高森町役場に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第74号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成24年1月26日

長野県知事 阿部守一

1 保安林予定森林の所在場所

木曽郡木曽町三岳5696

2 指定の目的

水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び木曽町役場に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第75号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

平成24年1月26日

長野県知事 阿部守一

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

諏訪郡富士見町（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び富士見町役場に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第76号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

平成24年1月26日

長野県知事 阿部守一

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

上伊那郡南箕輪村（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

水源のかん養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び南箕輪村役場に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第77号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

平成24年1月26日

長野県知事 阿部守一

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

東筑摩郡筑北村（国有林。次の図に示す部分に限る。）

東筑摩郡筑北村（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

水源のかん養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び筑北村役場に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第78号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定します。

その関係図面は、長野県建設部砂防課並びに長野県北信建設事務所及び下水内郡栄村役場に備え置きます。

平成24年1月26日

長野県知事 阿部守一

区域名	区域の範囲	市町村名	大字又は町名	字	地番	標柱番号
志久見(追加)	右に掲げる地番の土地に存する標柱24号から27号を順次結んだ線、標柱27号と平成11年8月26日長野県告示第483号で指定した志久見急傾斜地崩壊危険区域の標柱2号を結んだ線、標柱1号と2号を結んだ線、標柱1号と右に掲げる地番の土地に存する標柱28号を結んだ線及び標柱28号と24号を結んだ線に囲まれた区域。	下水内郡栄村	堺	漆出	8112番 8170番 8182番1 8031番10 8108番	24号 25号 26号 27号 28号

砂防課

大塩沢1**2 指定を解除する区域**

上田市のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県上田建設事務所に備え置いて縦覧に供します。）

砂防課

長野県告示第81号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更しましたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供します。

平成24年1月26日

長野県知事 阿部守一

1 都市計画の種類及び名称

長野都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

2 都市計画を定める土地の区域

長野都市計画区域

3 縦覧場所

長野県建設部都市計画課及び長野市役所

都市計画課

長野県告示第82号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更しましたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供します。

平成24年1月26日

長野県知事 阿部守一

1 都市計画の種類及び名称

長野都市計画区域区分（市街化区域及び市街化調整区域）

2 都市計画を定める土地の区域**(1) 市街化区域**

平成19年長野県告示第640号で定めた長野都市計画市街化区域に長野市大字徳間字馬場及び字中南、大字南長池字屋敷、川中島町四ツ屋字辺屋新田並びに川中島町上氷鉋字中川原及び字土手下の各一部を加える。

(2) 市街化調整区域

長野都市計画区域のうち市街化区域を除く区域

3 縦覧場所

長野県建設部都市計画課及び長野市役所

都市計画課

長野県告示第79号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第8条第8項の規定により、土砂災害の発生原因が土石流である土砂災害特別警戒区域の一部について指定を解除します。

平成24年1月26日

長野県知事 阿部守一

1 一部について指定を解除する区域の名称

箱畠沢2

2 一部について指定を解除する区域

上田市のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県上田建設事務所に備え置いて縦覧に供します。）

砂防課

長野県告示第80号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第8条第8項の規定により、土砂災害の発生原因が土石流である土砂災害特別警戒区域について指定を解除します。

平成24年1月26日

長野県知事 阿部守一

1 指定を解除する区域の名称

長野県告示第83号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更しましたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供します。

平成24年1月26日

長野県知事 阿部 守一

1 都市計画の種類及び名称

須坂都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

2 都市計画を定める土地の区域

須坂都市計画区域

3 縦覧場所

長野県建設部都市計画課、須坂市役所及び小布施町役場

都市計画課

長野県告示第84号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更しましたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供します。

平成24年1月26日

長野県知事 阿部 守一

1 都市計画の種類及び名称

須坂都市計画区域区分（市街化区域及び市街化調整区域）

2 都市計画を定める土地の区域

(1) 市街化区域

平成16年長野県告示第356号で定めた須坂都市計画市街化区域

(2) 市街化調整区域

須坂都市計画区域のうち市街化区域を除く区域

3 縦覧場所

長野県建設部都市計画課、須坂市役所及び小布施町役場

都市計画課

長野県告示第85号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更しましたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供します。

平成24年1月26日

長野県知事 阿部 守一

1 都市計画の種類及び名称

塩尻都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

2 都市計画を定める土地の区域

塩尻都市計画区域

3 縦覧場所

長野県建設部都市計画課及び塩尻市役所

都市計画課

長野県告示第86号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更しましたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供します。

平成24年1月26日

長野県知事 阿部 守一

1 都市計画の種類及び名称

塩尻都市計画区域区分（市街化区域及び市街化調整区域）

2 都市計画を定める土地の区域

(1) 市街化区域

平成18年長野県告示第391号で定めた塩尻都市計画市街化区域

(2) 市街化調整区域

塩尻都市計画区域のうち市街化区域を除く区域

3 縦覧場所

長野県建設部都市計画課及び塩尻市役所

都市計画課

長野県諏訪建設事務所告示第1号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係面は、告示の日から平成24年2月9日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県諏訪建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成24年1月26日

長野県諏訪建設事務所長 伊藤 直喜

1 道路の種類 県道

2 路線名 諏訪白樺湖小諸線

3 道路の区域

区間	新旧別	敷地の幅員	延長
諏訪市大字上諏訪字北百姓地6290番の3地先から諏訪市大字上諏訪字北百姓地6314番の1地先まで	旧	m 8.7~10.0	km 0.0453
同上	新	m 8.7~14.6	km 0.0453

道路管理課

長野県大町建設事務所告示第1号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成24年2月9日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県大町建設事務所において、一般の縦覧に供します。

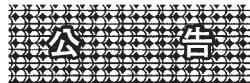
平成24年1月26日

長野県大町建設事務所長 有賀 久

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 宇留賀池田線
- 3 道路の区域

区間	新旧別	敷地の幅員	延長
北安曇郡池田町大字広津5419番の1地先から 北安曇郡池田町大字広津5020番の1地先まで	旧	m 3.8~12.0	km 0.2792
同上	新	m 5.0~14.0	km 0.2755

道路管理課

**公告**

次のとおり一般競争入札に付します。

平成24年1月26日

長野県知事 阿部守一

1 入札に付する事項

(1) 調達をする役務

平成23年度衛星系防災行政無線設備修繕

(2) 役務の特質

仕様書のとおり

(3) 履行期間

契約締結日から平成24年3月23日まで

(4) 履行場所

大町合同庁舎他8箇所

(5) 入札方法

価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

(2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がC以上に格付けされている者であること。

(3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成23年3月25日付け22管第285号）に基づく入札参加停止を受けている期間中の者でないこと。

(4) 県内に本店又は営業所等を有する者であること。

(5) 長野県暴力団排除条例（平成23年長野県条例第21号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。

3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

長野市大字南長野字幅下692-2

長野県危機管理部消防課

電話 026 (235) 7183

4 入札手続等

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

(2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成24年2月6日(月) 午前10時

イ 場所 長野県庁 西庁舎災害対策本部室

長野県諏訪建設事務所告示第2号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から平成24年2月9日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県諏訪建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成24年1月26日

長野県諏訪建設事務所長 伊藤直喜

- 1 路線名 諏訪白樺湖小諸線
- 2 供用を開始する区間
諏訪市大字上諏訪字北百姓地6290番の3地先から
諏訪市大字上諏訪字北百姓地6314番の1地先まで
- 3 供用を開始する期日 平成24年1月26日

道路管理課